

新たなチャレンジ応援事業「技能講習等受講支援事業」実施要項

守山商工会議所

1. 目的

原油価格や物価の高騰により、落ち込んだ売上や販路を回復させるため、事業を経営する上で必要な、また、事業の発展につながる技能講習会などに積極的に取り組む事業所に対し、受講にかかる費用を一部助成することにより、事業所の持続的な経営と発展に寄与することを目的に実施します。

2. 支援対象事業所

守山市内に事業所を有する、または、守山商工会議所会員の中小企業・小規模事業者。

3. 支援対象となる講習等

助成対象となる技能講習は、次の各号のいずれかに該当するもので、当所が認めるものとします。

- (1) 事業を経営する上で必要とする技能講習であること。
 - (2) 受講取得により当該事業所に有意義であると認められる技能講習であること。
 - (3) その他自己啓発と自主学習意欲を喚起し当該事業所の発展に貢献すると認められる技能講習であること。
- なお、当所で審査し当該事業所の発展に貢献すると認められれば助成対象とします。

4. 支援対象となる受講期間

令和5年4月1日（土）から令和6年1月31日（水）まで（単年度事業）
助成金申請書の提出期限 令和6年2月9日（金）・・・郵送可（必着）

※ 順次受付を行い、予算額に達し次第受付終了となります。

5. 助成金額

助成対象は、受講料・テキスト代とし、金額は1講習の受講につき5,000円、1事業所あたり年間20,000円を限度額とします。

なお、キャリア形成促進及び教育訓練など、他の助成金を受けた場合は、これらを除き自己負担の範囲内とします。

6. 申請手順と必要書類

- (1) 当所所定の＜様式1＞助成金申請書とともに、受講した講習会の申込書の写し・講習会の内容がわかる書類（講習会の要項・カリキュラムなど）・受講修了がわかる書類（修了証、合格証書等）の写し・受講料等の領収書・振込受付書の写しを添付し事務局に提出。
- (2) 提出された＜様式1＞助成金申請書並びに添付書類を審査の上、助成金の支給を決定。

※ 順次受付を行い、審査により支援の可否を決定します。なお、予算額に達し次第受付終了となります。
つきましては、受講前及び申請書提出前に、必ず事務局へお問い合わせくださいますようお願いいたします。

【事務局】 守山商工会議所 〒524-0021 滋賀県守山市吉身三丁目11番43号
TEL：077-582-2425 FAX：077-582-1551